

プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編（V）

片 岡 幸 雄*

目 次

まえがき

- 一 改革・開放政策探索の二つの源流
- 二 文革収束から党第11期3中全会までの経済運営
- 三 党第11期3中全会から1984年までの経済運営
- 四 農副産品、物資、工業品買付・分配・流通管理体制の改革(以上第27巻第2号)
- 五 経済計画管理機構の全体的調整と改革(第30巻第3・4号)
- 六 対外経済政策転換の具体化(第31巻第3号, 第31巻4号)
- 七 対外経済貿易計画管理機構と管理の調整・改革(以下本号)
 - 1 貿易計画管理機構の調整・改革
 - 2 外資導入と対外投資管理機構の調整・改革
- 八 外国為替管理
 - 1 外国為替管理機構
 - 2 外国為替管理制度
 - 3 貿易内部清算為替レートの設定
- 九 税関機構の再構築と関税の調整
 - 1 中華人民共和国税関総署
 - 2 関税率調整

* 広島経済大学経済学部教授

七 対外経済貿易計画管理機構と管理の調整・改革

1 貿易計画管理機構の調整・改革

(1) 1978年末の貿易管理体制

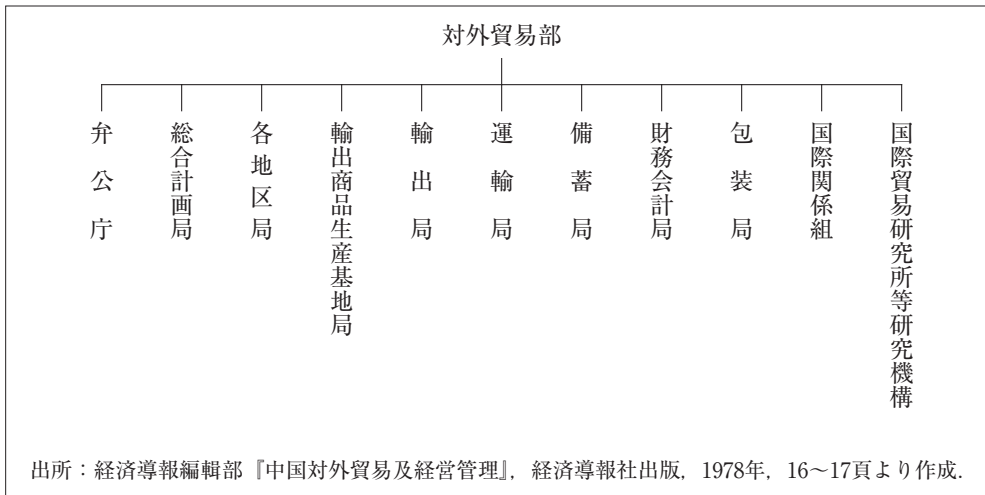
まずは、1978年12月の党第11期第3回中央委員会全体会議で新たな経済運営転換の方針が打ち出される直前の貿易体制をみることから始めよう。

国務院の対外貿易部面の業務の統括任務を担当する対外貿易部は、国務院の指導の下に 全国の貿易を統一指導、管理し、国の貿易関連の方針と政策の確実な遂行をはかり、所属機構を組織的に動員して貿易計画実現の任務に当たる。

この時の対外貿易部の主要な任務は以下のようなものとされる。

- ① 貿易計画編成を担当し、国務院の批准を経た後、所属機構を組織、監督して、その完成の任に当たる。
- ② 対外貿易の基本法規の起草を担当し、国務院の批准を経た後公布し、確実な執行をはかる。
- ③ 政府の授権にもとづき、関連国家と経済貿易面での交渉に当たり、国家を代表して関連協定や議定書を締結する。
- ④ 国営対外貿易企業の指導と管理を担当する。

上述の任務を遂行するために、対外貿易部には下図のような行政機構が設けられていた。⁽²²²⁾



第6図 対外貿易部の内部機構(1978年11月頃)

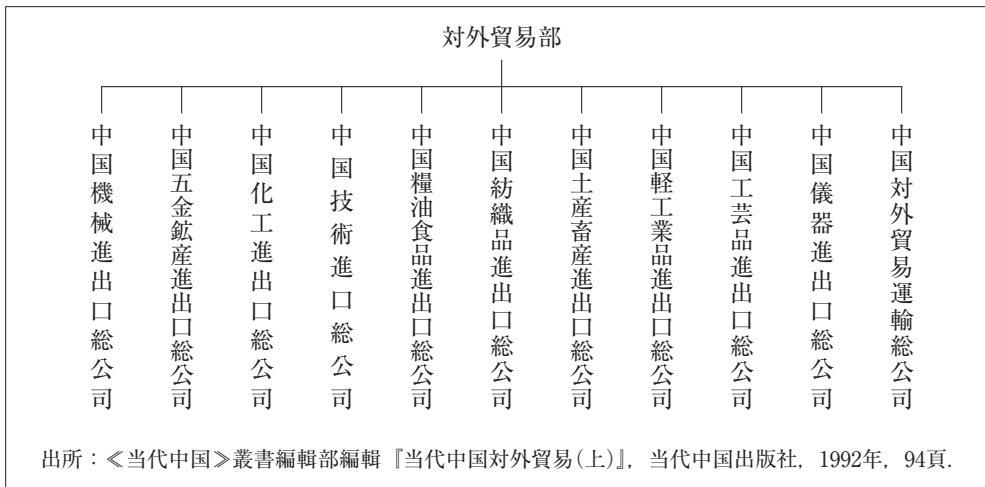
⁽²²²⁾ 経済導報編輯部『中国対外貿易及経営管理』，経済導報社出版，1978年，16～17頁。

別稿で掲げた1973年当時の対外貿易部の内部機構⁽²²³⁾と対照して目立つのは、78年12月の党第11期第3回中央委員会全体会議で新たな経済運営転換の方針が打ち出されるのに先行して、輸出貨源局が輸出局と輸出商品生産基地局に分けられ、特に輸出の拡大を支持する輸出商品生産基地局が設けられていることである。

対外貿易の地方機構は、1957年以来この時期も省級(即ち省、直轄市、自治区)行政機構の対外貿易局であった。⁽²²⁴⁾この時期、地方の対外貿易局は各省、直轄市、自治区の革命委員会の組織部分とされ、対外貿易部と各省、直轄市、自治区の革命委員会の二重の指導を受ける仕組となっていた。

対外貿易局の主要任務は以下の通りである。

- ① 各省、直轄市、自治区の対外貿易組織を指導、監督して、国の対外貿易の方針、政策、法令や指示の確実な執行、実行をはかる。
- ② 各省、直轄市、自治区の対外貿易企業組織の年計画、四半期計画を審査、編成し、その執行状況を監督、検査し、計画執行中に出てきた問題に対して協力、解決に当たる。
- ③ 所轄地区の国営対外貿易企業を組織的に纏め、輸出入商品の国内外の生産・販売状況の調査・研究、輸出貨源の組織化・開拓・発掘、輸出商品生産の支持、輸出



第7図 対外貿易部直屬対外貿易專業總公司(1978年末)

⁽²²³⁾ 拙稿「中国対外貿易機構の変遷(V-3)」、『広島経済大学経済研究論集』第22巻第4号，2000年，36頁。

⁽²²⁴⁾ 拙稿「中国対外貿易機構の変遷(II-2-①)」、『広島経済大学経済研究論集』第16巻第3号，1993年，31頁，拙稿「同変遷(III-2)」，同「論集」第19巻第1号，1996年，90～91頁。

商品基地の建設をはかる。

④ 所轄地区の関連輸出入商品許可証発給を担当する。

⑤ 所轄地区の関連輸出入商品の近距離輸送を担当する。⁽²²⁵⁾

対外貿易部は傘下に輸出入を実際に実務担当する直属対外貿易專業公司をもつ。

第7図の中国対外貿易運輸總公司是商品の輸出入に携わる公司ではなく、輸出入商品の輸送の計画手配を担当する公司である。各々の対外貿易專業總公司是全国の各地に支店あるいは出張所を設けて、總公司を頂点とする系統的組織体制によって実務活動を行う仕組となっている。また、これら各總公司的多くは香港とマカオに代理商を置いている。⁽²²⁶⁾

(2) 党第11期3中全会後の貿易管理機構の調整・改革

すでに本シリーズ(Ⅱ)で述べたように、1979年7月1日国家計画委員会、国家經濟委員会、国家基本建設委員会、国家農業委員会、国家科学技術委員会、国防工業弁公室、人民解放軍国防科学技術委員会、外国投資管理委員会、輸出入管理委員会、機械工業委員会、各部などをすべて統一指導下に置き、經濟全局を統一的に統括管理する最も上位に位置する機関として財政經濟委員会が設置された。新たな対外經濟貿易活動を管理するために、1979年7月30日中華人民共和國輸出入管理委員会と中華人民共和國外国投資管理委員会を設けることが決定され、この兩委員会の下に⁽²²⁷⁾対外貿易部は対外經濟貿易活動を推進する体制となっていた。貿易の計画管理は、当然ながら直接輸出入管理委員会の下に置かれる。1981年9月1日党中央と國務院は「關於加強對外經濟貿易工作統一領導和歸口管理的決定」を發し、對外經濟貿易活動の複雑な政策目的を有効に達成するために、組織が重複したり、職責が不明確であったり、処理手続が煩多に過ぎるのを避けるために、輸出入管理委員会及びこの党組織が、外国投資管理委員会、⁽²²⁸⁾対外貿易部、對外經濟連絡部等9単位の活動管理を担当することを決定した。

⁽²²⁵⁾ 經濟導報編輯部『中国對外貿易及經營管理』、經濟導報社出版、1978年、17頁。

⁽²²⁶⁾ 例えば、中国糧油食品進出口總公司是、香港代理商として五豐行、マカオ代理商として南光貿易公司を置いている。中国土產畜產進出口總公司是、香港代理商として德信行有限公司、マカオ代理商として南光貿易公司を置いている。中国紡織品進出口總公司是、香港代理商として華潤公司、マカオ代理商として南光貿易公司を置いている(同上書、113頁、116頁、117～118頁)。

⁽²²⁷⁾ 各々の主要任務については、拙稿の本シリーズ(Ⅱ)、「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国對外經濟貿易機構の再編(Ⅱ)」、『広島経済大学経済研究論集』第30巻第3・4号、2008年、155頁参照。

⁽²²⁸⁾ 蘇尚堯主編『中華人民共和國中央政府機構・1949-1990年』、經濟科学出版社、1993年、407頁。内容については本シリーズ、拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束

1981年3月国務院財政経済委員会は廃止され⁽²²⁹⁾、1982年3月第5期全国人民代表大会第22回会議における「关于国務院機構改革問題的報告」にもとづき、輸出入管理委員会、対外貿易部、対外経済連絡部、外国投資管理委員会は合併し、新たに対外経済貿易部が設立された⁽²³⁰⁾

対外経済貿易部の主要な任務は以下の通りである。

- ① 対外経済貿易の戦略方針、相手国別政策及び関連政策の研究、原案の作成、党及び国務院の批准を経て、組織的な実施を担当する。
- ② 国の統一計画指導の下、対外経済貿易発展の中長期計画、年度計画、財務計画、予算・決算の編成を担当し、組織的实施に当たる。対外経済貿易の外貨収支を統一的に掌管する。また、対外経済貿易統計の取りまとめと管理に当たる。
- ③ 対外経済貿易管理の法規の制定と組織的な実施に当たる。
- ④ 対外経済貿易体制改革案を研究し、国務院の批准を経て、その組織的实施に当たる。
- ⑤ 輸出入を組織、管理し、輸出商品生産を支援、輸入加工（進料加工）の発展をはかり、輸出商品生産基地及び輸出商品生産専門工場の建設を推進する。
- ⑥ 対外経済貿易物資の運輸、保蔵の組織と管理を行い、外国船傭船、ブッキング並びに載貨業務、外国定期航路使用及び運賃交渉を行う。
- ⑦ 対外援助業務を一元的に管理し、援助プラントの建設、技術協力、医療隊派遣を組織する。また、建設工事対外請負と対外労務合作の一元的管理に当たる。
- ⑧ 国家計画に基づき、外資プロジェクト借款及び技術導入、プラント輸入の交渉を組織的に行い、成約に向けて、協調管理して、外資利用、技術導入プロジェクトの議定、契約を審査・批准する。
- ⑨ ソ連、東欧及び第三世界の国家との技術合作を組織する。また、国連を中心とした、あるいは関連国際組織との経済技術合作と交流を組織し、国際経済技術援助を受け入れ、管理する。
- ⑩ 省、直轄市、自治区及び各部門の対外経済活動を指導、組織、調整して、対外経済貿易企業を一元的に審査・批准する。また、外国駐在対外経済貿易機構及び

から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編（Ⅱ）』、『広島経済大学経済研究論集』第30巻第3・4号、2008年、154～155頁を参照されたい。

(229) 蘇尚堯主編『中華人民共和国中央政府機構・1949－1990年』、経済科学出版社、1993年、159頁。

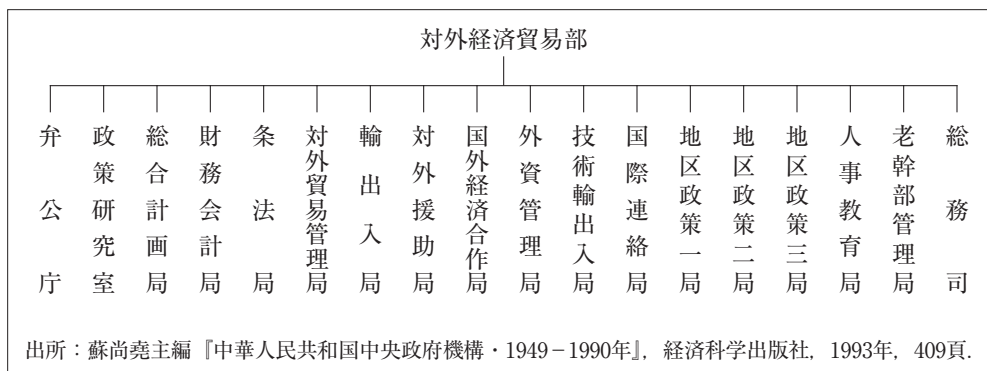
(230) 同上書、421頁、『当代中国』叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易(上)』、当代中国出版社、1992年、85頁。

企業を管理する。国家の規定の範囲内で外国企業の中国における代表機構を批准・審査する。

- ⑪ 組織的に国際経済貿易情勢の研究や市場調査等を行い，対外経済貿易企業の経営管理の改善をはかり，経済効率の向上をはかる。
- ⑫ 対外経済貿易に携わる幹部の教育・訓練計画を担当し，規律をもって対外経済貿易に対処する教育と規律ある検査活動を組織的に行う。
- ⑬ 税関総署を代理管理し⁽²³¹⁾，国際貿易促進委員会の業務を指導して，輸出入商品検査活動を管理する⁽²³²⁾。

1982年7月15日国務院は，対外経済貿易部が対外経済貿易の管理と調整活動を強化して，通商港を中心とした専門的連合経営を推進し，対外経済貿易活動の活性化によって，より一層の発展をはかることを目的とした直属の特派員弁事処を設けることを許可し，1983年上半期上海，天津，大連，広州に特派員弁事処⁽²³³⁾を設けた。

1982年9月3日国務院は，対外経済貿易部の内部機構として18の庁局を設けて，業務推進に当たらせることとした。具体的な配置は第8図の通りである。



第8図 対外経済貿易部内部機構(1982年9月)

1983年3月新たに対外経済貿易部が設けられて以後，各地の対外経済貿易管理機構も組織が改められ，全国各省，直轄市，自治区，計画単列都市に相次いで対外経済貿易委員会，あるいは対外経済貿易庁(局)が設立され，さらにこれらの一部地区

(231) 以下に触れる。

(232) 蘇尚堯主編『中華人民共和国中央政府機構・1949-1990年』，経済科学出版社，1993年，408頁。

(233) 同上書，409頁，《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国对外贸易(上)』，当代中国出版社，1992年，157頁。

や市にも対外経済貿易委員会、あるいは対外経済貿易局が設けられた。

各省、直轄市、自治区、計画単列都市の対外経済貿易委員会、あるいは対外経済貿易庁(局)の主要な任務と職責は、以下の通りである。

- ① 当地政府と対外経済貿易部の指導の下に、当該地区の対外経済貿易単位が国の法律、方針、政策、対外経済貿易部が制定した関連法規、条例、国別貿易政策を厳格に守って、業務を推進することを一元的に管理、監督、検査する。
- ② 当地の実状にもとづき具体的措置や実施方法を定め、地方の輸入を統一的に管理する。
- ③ 当該地区の対外経済貿易に関する調整、管理、監督、検査の任務を担当する。
- ④ 当該地区の対外経済貿易企業の設立、合併、閉鎖について建議し、対外経済貿易部の審査・批准を求める。また、規定に応じて、当該地区内の対外貿易企業を一元的に管理する。
- ⑤ 対外経済貿易部が授権した範囲内において、規定の方法で輸出入許可証の批准・発給を行う。
- ⑥ 対外経済貿易部の通知に応じて、割当管理や数量制限のある輸出商品を管理する。紡織品割当管理輸出許可証及び関連文書の発給、香港・澳門(マカオ)向け生鮮・冷凍商品の割当管理実行の検査・督促を行う。
- ⑦ 「中華人民共和国商標法」にもとづき、当該地区内の輸出経営権をもつ企業の輸出商標登録とその使用状況を監督・管理し、輸出単位間及びそれと生産企業間の輸出商標関連事項の調整をはかる。
- ⑧ 外国企業、華僑商人、香港・澳門(マカオ)企業の在華常駐代表機構新設・変更・人員管理を担当し、審査判断の上対外経済貿易部に報告する。
- ⑨ 対外経済貿易部が託した対外経済貿易に関する管理、業務、督促、検査等の処理に当たる。⁽²³⁴⁾

この時期、直接対外貿易業務に携わり、経営に従事する対外貿易企業の数は急速に増えた。対外経済貿易部の直屬対外貿易会社のほかに、各部・委員会、地方の経営する数多くの対外貿易企業が認可、設立されたからである。その状況についてはすでに本シリーズ(Ⅲ)で触れたので、ここでは再述することを避けたい。⁽²³⁵⁾

これまで中国の対外貿易は指令性計画方式でおこなわれていたから、基本的には

(234) 《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易(上)』, 当代中国出版社, 1992年, 90頁。

(235) 拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編(Ⅲ)」, 『広島経済大学経済研究論集』第31巻第3号, 2008年参照。

対外貿易を一手に管理する対外貿易部の下に税関が置かれていたのは当然といえば、当然のことであった。しかし、上述のような貿易体制の新たな動きに対して、また税関管理体制の改革も必要となってきた。すでに以前の別稿で述べたように、1960年11月国務院の批准を経て、従来対外貿易部の一組織となっていた税関総署は税関管理局と改められ、各地の税関は地方に下放され、地方の指導を主として、対外貿易部と二重指導する体制となっていたが、⁽²³⁶⁾新しい貿易体制の必要に応えるため、1980年2月9日「国務院關於改革海関管理体制的決定」が出され、全党の工作の重点が新しい社会主義建設の時期に移ったことにより、新しい貿易体制の下では、税関の活動は対外統一と全国統一ということが重点となり、これまでの地方を主とした海関管理体制を改革して、集中統一指導を強化していく方向が示された。この方向に向けて、全国の税関を中央の統一管理に帰し、国務院直属機構として中華人民共和国税関総署を設け、全国の税関機構と人員の編成及び業務を統一管理とすることとした。⁽²³⁷⁾

指令性経済計画体制の下では、貿易は計画にもとづく指令体制によって行われるから、対外貿易部から下ろされる指令にしたがって個別貿易実務担当単位は業務を遂行すればよいということになっており、このため貿易は予め内的に定められているから、密輸といったような犯罪的行為を除けば、貿易計画関連当局外からのチェックは元々必要がないという仕組みになっている。したがって、従来の税関業務が、中央が固有の系統で統一的にやるか、地方に下放された形でやるかは別として、対外貿易部系統の内部に組み込まれていた事は至極当然のことであろう。しかし、既に見てきたように、貿易経営が一部中央の全面的運営から独立して行われるようになると、対外経済貿易部は全体的には対外貿易を指導、管理する立場にあるとはいえ、対外経済貿易部自体が貿易経営主体であるということもあり、地方や他の部・委員会経営の貿易と対立や軋轢も生ずる局面もあり、対外経済貿易部と独立した形で全国統一と対外統一の結集をはかる立場の税関として、新たな税関総署を設ける必要が出てきたものと思われる。

⁽²³⁶⁾ 拙稿「中国対外貿易機構の変遷(Ⅰ)」、『広島経済大学経済研究論集』第15巻第4号、1993年、16～19頁、拙稿「同変遷(Ⅱ-2-②)」、『同論集』第16巻第4号、1994年、18～20頁、拙稿「中国対外貿易機構の変遷(Ⅲ-2)」、『同論集』第19巻第1号、1996年、103頁。

⁽²³⁷⁾ 蘇尚堯主編『中華人民共和国中央政府機構・1949-1990年』、経済科学出版社、1993年、69頁、『当代中国的经济管理』編輯部編『中華人民共和国经济管理大事記』、中国经济出版社、1987年、378頁。この点に関する事情については、後に触れる。

2 外資導入と対外投資管理機構の調整・改革

外資の導入に関しては、上に述べたように、1979年7月1日に設置された財政経済委員会の下に外国投資管理委員会が設けられ、この下で対外貿易部の業務担当部門が外国投資管理の業務を推進する体制となっていた。⁽²³⁸⁾すでにみたように、外資直接投資の導入は加工貿易と緊密に結びついているという背景もあってのことであろうが、1981年9月1日党中央と国務院は「关于加強対外経済貿易工作統一領導和帰口管理的決定」を發し、対外経済貿易活動の複雑な政策目的を有効に達成するために、組織が重複したり、職責が不明確であったり、処理手続が煩多に過ぎるのを避けるために、国家輸出入委員会及びこの党組織が、外国投資管理委員会、対外貿易部、対外経済連絡部等9単位の活動の管理を担当することを決定した。⁽²³⁹⁾1981年3月国務院財政経済委員会は廃止され、⁽²⁴⁰⁾1982年3月第5期全国人民代表大会第22回会議における「关于国務院機構改革問題的報告」にもとづき、輸出入管理委員会、対外貿易部、対外経済連絡部、外国投資管理委員会は合併し、新たに対外経済貿易部が設立されたこと⁽²⁴¹⁾については、上段で述べた通りである。

外資導入を担当する中心的部局は外資管理局であるが、一部の地区政策局、国際連絡局が協力体制で支え、外資系企業の技術問題に関しては技術輸出入局も関与する。また、後述する貿易形態に合わせて、対外貿易管理局、輸出入局が関連する。政策研究室や総合政策局は直接実務上では関連しないが、全体的枠組でのプランや調整問題については関連をもつ。

この段階では、中国の対外投資は特に取り上げて問題にするほどの規模ではないが、対外援助局、国外経済合作局、輸出入局、技術輸出入局、国際連絡局、一部の地区政策局が関連する。

⁽²³⁸⁾ 各々の主要任務については、拙稿の本シリーズ(II)、「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編(II)」、『広島経済大学経済研究論集』第30巻第3・4号、2008年、155頁参照。

⁽²³⁹⁾ 蘇尚堯主編『中華人民共和国中央政府機構・1949-1990年』、経済科学出版社、1993年、407頁。内容については本シリーズ同上拙稿、154~155頁を参照されたい。

⁽²⁴⁰⁾ 蘇尚堯主編『中華人民共和国中央政府機構・1949-1990年』、経済科学出版社、1993年、159頁。

⁽²⁴¹⁾ 同上書、421頁。《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易(上)』、当代中国出版社、1992年、85頁。

八 外国為替管理

1 外国為替管理機構

中国のこれまでの外国為替管理及び管理機構については、まずは拙稿「中国対外貿易機構の変遷(Ⅲ-2)⁽²⁴²⁾」をご覧くださいといたしまして、ここで要約的に述べるとすれば、管理機構としては対外貿易部(貿易関連の部分)、財政部(中央部所属の非貿易部分)、中国人民銀行(地方機関と地方企業及び私人の部分、人民元レートの制定と公布、収支監督と業務執行、外国為替準備の管理、外国為替指定銀行の管理等々)が共同で管理する体制で、当然ながら全面的に指令性計画管理を実行する形となっていた。すべての外国為替は必ず国家に売り渡されなければならないとされ、またその分配と使用は国家計画委員会によって統一的に計画配分される。外国為替管理とバランスは行政的手段によって行われる。外貨資金と人民元資金は別々に分けて、人民元資金管理は中国人民銀行、外貨資金管理は中国銀行が担当する。決済の方法についての詳細は、拙稿「中国対外貿易機構の変遷(V-4)⁽²⁴³⁾」を参照願いたい。

中国の為替管理は集中管理、統一使用ということであったが、管理は計画遂行のそれぞれの系統ごとに行われるというシステムとなっており、統一的な専門の機関は設けられていなかった。指令性計画方式のやり方からみれば、それはそれでそれなりの合理的システムであったともいえる。しかし、新たな改革への指向の中で、外国為替に関連する範囲が広がるとともに、量的にも為替業務が多くなった上に、従来の計画遂行システム系統の枠組から食み出す部分(従来の“条塊”組織系統外のものと、組織的には“条塊”組織系統ではあるが、所謂計画指標外のものがある)も出てくるようになり、従来の系統的管理では全体的掌握と管理ができにくくなるので、この段階で従来の枠組を完全に改めるというわけではないが、従来の枠組の部分に新たな部分をも加えて、為替管理を全体的に押さえる必要が出てくる。

1979年3月13日国務院が中国人民銀行がまとめた改革案「關於改革中国銀行体制的請示報告」を批准したのを承けて、外国為替を統一管理し、外貨収支の計画バランスと検査・監督をきちんと行うために、国家外国為替管理総局が新設された。国務院はこの段階で、中国銀行を中国人民銀行から分離して中国銀行(名称は変わら

⁽²⁴²⁾ 拙稿「中国対外貿易機構の変遷(Ⅲ-2)」、『広島経済大学経済研究論集』第19巻第1号、1996年、91～97頁。

⁽²⁴³⁾ 拙稿「中国対外貿易機構の変遷(V-4)」、『広島経済大学経済研究論集』第23巻第1号、2000年、69～78頁。

ないが)とし、同時にこの中国銀行を国家外国為替管理総局とし、対外的に二つの看板をもたせて業務を行わせることとした。国家外国為替管理総局は國務院の直属指導下に入れられ、中国人民銀行が代理管理するという仕組となった。⁽²⁴⁴⁾

国家外国為替管理総局の主要任務は、以下の通りである。

- ① 対外貿易と他の経済交流のバランスをはかり、先進的技術設備を導入し、委託加工・組立、合弁企業、補償貿易、技術合作等を展開するためのすべての貿易と非貿易に関する国際決済業務を万全に行う。
- ② 国からの授権に合わせて、外国為替管理活動を強化し、すべての貿易と非貿易外貨収支の検査・監督を行い、統一的に計画配置して、国際収支のバランスをとる活動を行う。
- ③ 対外活動を積極的に展開する。国外の金融動態を研究し、国連の関連国際金融機構及び経済運営、学術組織活動及び貿易・金融協議に参加する。
- ④ 外国の銀行との業務の展開に力を入れ、外国資金を計画的に組織し、外貨金融と貿易金融活動の適正な発展をはかる。
- ⑤ 党の華僑・華僑為替政策の方針を貫徹し、華僑外貨とその他の非貿易外貨収入の増加をはかり、国家の外貨資金蓄積をはかる。

国家外国為替管理総局の内部機構としては、弁公室、人事局、外貨管理局、国際局、資金局、信貸(貸付)局、財務会計局、営業部、国際金融研究所、海外行管理部が置かれていた。⁽²⁴⁵⁾

1982年5月4日第5期全国人民代表大会第23回会議が批准した國務院部・委員会機構改革実施案にもとづき、中国銀行の外貨管理行政職能が切り離され、中国人民銀行に外貨管理局が設けられ、この指導下に管理業務を行うこととなった。⁽²⁴⁶⁾ 1984年4月30日外貨管理局の職責と内外活動の必要上から、國務院は公文書上“国家外貨管理局”の印を使用することを許可した。⁽²⁴⁷⁾ この国家外貨管理局の体制は、1988年4月中国人民銀行に管理局の管理が一元化されるまで維持された。

⁽²⁴⁴⁾ 蘇尚堯主編『中華人民共和國中央政府機構・1949-1990年』、経済科学出版社、1993年、435頁。

⁽²⁴⁵⁾ 同上書、435～436頁。

⁽²⁴⁶⁾ 同上書、436頁、同書「國務院(政務院)曆年機構設置演變表(1949年10月-1990年12月—社会主義建設新時期(自1976年11月至1990年12月))」。

⁽²⁴⁷⁾ 同上書、436頁。

2 外国為替管理制度

1980年12月5日国務院常務会議で採択、同18日「中華人民共和国外匯管理暫行条例」(81年3月1日実施)が公布された。これによる外国為替管理の概要は以下のようである。

- ① 国民経済の発展、国家の權益を守るため、外国為替管理⁽²⁴⁸⁾を強化し、外貨収入の増加と外貨支出の節約をはかる(第1条)。
- ② 外貨は国家による集中管理と統一利用の方針を実施する(第3条)。他の法律・法令、「外匯管理暫行条例」に別に定める以外すべての外国為替収入は中国銀行に売り渡し、所要の外国為替は、中国銀行から、国家の許可した計画あるいは関連規定によって売り渡される(第4条)⁽²⁴⁹⁾。
- ③ 国家諸部門及び集団経済組織の外国為替管理
 - a 国内のすべての機構の外国為替収入と支出については、すべて計画管理が実施される(後に述べる国内の機構に対する一部の留成外貨は許可される)(第5条)。
 - b 外国為替管理機関は国家外国為替管理総局及び分局⁽²⁵⁰⁾とし、業務取扱専門銀行は中国銀行とする(第3条)。
 - c 国家外国為替管理総局及び分局が許可したもの以外、私的に外国為替を保存、国外に預金してはならず、外貨収入で外国為替支出を決済してはならない。また、国家の在外機構、外国や香港・マカオに設けられた企業、事業単位の外国為替を借用、転用してはならない(第6条)。
 - d 国内機構は国務院の許可なくして国内外で外貨価値をもつ有価証券の発行が禁止される(第7条)。
 - e 国内の機構が、外国や香港・マカオ地区の銀行・企業の借款を受け入れるには、国務院主管部門あるいは省、市、自治区人民政府がこれを集計の上年度計画を立て、国家外国為替管理総局と外国投資管理委員会⁽²⁵¹⁾の審査の上、国務院に報告、許可を取らなければならない(第8条)。

⁽²⁴⁸⁾ ここでいう外国為替とは、以下のものを指す。①外国貨幣(紙幣、硬貨などを含む)、②外貨有価証券(政府公債、国庫券、社債、株券、利札などを含む)、③外貨支払証書(手形、銀行預金証書、郵便貯蓄証書などを含む)、④その他の外貨資金である(第2条)。

⁽²⁴⁹⁾ 国内では、外貨の流通、使用、抵当が禁止され、私的な外国為替売買も禁止される(第4条)。

⁽²⁵⁰⁾ 上述通り1982年からは名称が変更となった。

⁽²⁵¹⁾ 1982年3月外国投資管理委員会、輸出入管理委員会、対外貿易部、対外経済連絡部が合併して対外経済貿易部が設立されてからは対外経済貿易部である。

- f 国内機構の留成外貨、貿易外並びに補償貿易の先受け・後払いの予約外貨、借り入れた自由外貨、国家外国為替管理総局及び分局が保有を許可したその他の外貨は、すべて中国銀行に外貨預金口座あるいは外貨割当口座を作り、規定の範囲内で使用し、中国銀行の監督を受ける(第9条)。
- g 国内機構が貨物の輸出入をする場合、取り扱い銀行が税関検査後の輸出入許可証、または税関宛輸出入貨物申告書のに基づき、外貨収支状況を点検する(第10条)。
- h 国家の在外機構は国家の許可した計画により外貨を使用する。外国や香港・マカオに設けられた企業、事業単位の利潤も国家の許可した計画により現地運用に留保できるものを除き、すべて規定の期間内に国内の口座に送金し中国銀行に売却しなければならない(第11条)。
- i 臨時に外国や香港・マカオなどの地区に派遣された代表团や業務組は、該当の計画に従って外貨を使用する。業務後帰国時剰余金をただちに返済する。決算の審査後、中国銀行に売り渡す⁽²⁵²⁾(第12条)。

④ 個人に対する外貨管理

- a 中国国内に居住する中国人、在留外国人および無国籍者は、外国と香港・マカオなどの地区からの送金の内国家の許可する留保分を除き、中国銀行に売り渡さなければならない⁽²⁵³⁾(第13条)。
- b 同上の者が中国領内で何らかの形で保管する外貨は、個人所有・保有が許可される⁽²⁵⁴⁾(14条)。売却したい場合は、中国銀行に売り渡さなければならないが、国家の定める比率で一部の外貨を留保することもできる⁽²⁵⁵⁾(14条)。
- c 国内居住の中国人が中華人民共和国成立以前に、帰国華僑が定住する以前に、帰郷香港・マカオ同胞が定住する以前に、外国あるいは香港・マカオなどの地区に預金した外貨で国内送金したものは、国家の定める比率で一部の外貨を留

⁽²⁵²⁾ 香港・マカオなどの地区に派遣された代表团や業務組及びその構成員が、業務活動によって得た外貨は適時国内に送金する。国家外国為替管理総局または分局が許可するものの外は、国外に留保してはならない(第12条)。

⁽²⁵³⁾ 1回当たり人民幣3,000元(3,000元を含む)以上の高額送金につき10%の留保が認められる(「対個人的外匯管理施行細則」第2条, <中国対外経済貿易年鑑>編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑・1984』, 中国対外経済貿易出版社, 1984年, III-108頁, 日本国際貿易促進協会『中国対外経済関係法令集』, 1984年の同「細則」邦訳, 327頁)。

⁽²⁵⁴⁾ この外貨は私的に携帯し, 他人に託し, あるいは郵送などの方法により, 外国に持ち出してはならない。同上「対個人的外匯管理施行細則」第9条にも規定されている(同上「年鑑」, III-108, 同上邦訳書, 328頁)。

⁽²⁵⁵⁾ ⁽²⁵³⁾と同様の規定が適用される。

保することができる⁽²⁵⁶⁾(15条)。

- d 外国あるいは香港・マカオなどの地区へ派遣された業務人員の公務終了後、送金あるいは持ち込んだ個人所有外貨はすべて留保が許される(16条)。
- e 中国に來訪した外国人、短期帰国の華僑、帰郷の香港・マカオの同胞、招請により国内機構に勤務する専門家・技術要員・従業員及び留学生・実習生などが、外国あるいは香港・マカオなどの地区から送金、または持ち込んだ外貨は自己で保存しても、中国銀行に売却、あるいは預金してもよく、外国に送金あるいは持ち出してもよい(18条)。
- f 中国領内に居住する中国人、在留外国人および無国籍者が、外貨を買って外国に送金あるいは持ち出す場合、現地の外国為替分局に申請し、許可を得たのち、中国銀行から買い取る。招請により国内機構に勤務する専門家・技術要員・従業員が外貨送金、持ち出しをする場合は、中国銀行が契約、取り決めた規定による(19条)。

⑤ 外国の中国駐在機構及びその要員に対する外貨管理

各国の駐中国外交代表機構・領事機構、通商機構、駐中国国際機構、外交官、領事並びに各当該機構所属の常駐要員が、外国と香港・マカオなどの地区から送金あるいは持ち込んだ外貨は、自己で保存しても、中国銀行に売却、あるいは預金してもよく、外国に送金あるいは持ち出してもよい(20条)。各国の駐中国外交代表機構・領事機構が中国公民から徴収した人民幣による旅券手数料・認証費を外貨に換える場合は、為替管理総局あるいは分局の許可をとらなければならない(21条)。

⑥ 華僑資本企業、外国資本企業、中国合弁企業及びその要員に対する外貨管理

- a 上記企業のすべての外貨収入は中国銀行に預金し、すべての外貨支払はその預金口座から支払われる⁽²⁵⁷⁾(22条)。
- b 上記企業と中華人民共和国の国内企業あるいは個人との間の清算は、為替管理総局あるいは分局の許可をしたもののほかは、すべて人民元を用いるものとす

⁽²⁵⁶⁾ 30%留保が認められる(同上「年鑑」、Ⅲ-108、同上邦訳書、327頁)。

なお、a、b、cに係る個人留保外貨は中国銀行に預金しなければならない。この外貨預金は中国銀行に売却してもよいし、中国銀行を通じて外国に送金してもよい。また、中国銀行の証明に基づき外国に持ち出してもよい(「外匯管理暫行条例」、第17条、同「年鑑」、Ⅲ-103、同上邦訳書、324頁)。

⁽²⁵⁷⁾ 定期的に国家外国為替管理総局または分局に外国為替業務報告を送らなければならない。国家外国為替管理総局または分局は外国為替収支状況の検査権限をもつ(「外匯管理暫行条例」、第22条、同「年鑑」、Ⅲ-104、同上邦訳書、325頁)。

る(23条)。

- c 上記企業の外国側合弁者が法によって納税した後の純利益とその他の正当な利益は、中国銀行に申請し、企業の外貨預金口座から送金することができる。上記企業、外国側合弁者が外貨資本を中国国外に移す時も、同上の手續をして外貨預金口座から送金することができる(24条)。
- d 上記企業の外国籍従業員及び香港・マカオの従業員が法により納税した後送金あるいは持ち出す外貨は、本人の賃金など正当な純収益の50%を超えないものとする(25条)。
- e 法により営業を中止した上記企業の中国国内での未決済債務、税金は、関連主管部門と為替管理総局あるいは分局の共同の監督の下に責任をもって期限通りに清算しなければならない(26条)。

⑦ **外貨、外国為替手形、証券等の持込み、持ち出しに対する管理**

- a 外貨を携帯して持ち込むのに数量制限はないが、入境地点の税関に申告を要する。外貨を携帯あるいは再携帯して出境する時は、中国銀行の証明か、入境時の申告書による⁽²⁵⁸⁾(27条)。
- b 人民幣旅行小切手、旅行信用状など人民幣の外国為替手形・証券を携帯して入境する場合、税関は申告書によって持ち込みを許可する。出境の場合、税関は中国銀行の証明によるか、入境時の申告書によって持ち出しを許可する(28条)。
- c 国内に居住する中国人が外国の債券、株券、土地建物権利証、また外国の債券、遺産、土地建物権利証及びその他の外貨資産処理に関する各種証書、契約を所有する場合は、為替管理総局あるいは分局の許可がなければ、外国に持ち出し、託送あるいは郵送することができない(29条)。

⑧ **経済特区、辺境貿易及び辺境住民の往来の際の外貨管理**

経済特区、辺境貿易及び辺境住民の往来の際の外貨管理の方法は、関係省、市、自治区人民政府が、「外匯管理暫行条例」の規定のもとづき、現地の具体的状況と結びつけて制定し、國務院に報告、認可を得て実施する(32条)。

上に見てきたように、国家諸部門及び集団経済組織の外国為替管理、個人に対する外貨管理、華僑資本企業、外国資本企業、中国合弁企業及びその要員に対する外貨管理、外貨・外国為替手形・証券等の持込み・持ち出しに対する管理のいずれにおいても、希少な外貨を優先的国家目的に使用するために外貨を中央に集中するという政策方針に合わせて、厳格な統制的管理体制を敷いたといえよう。

(258) 貴金属、同製品についてもほぼ同様の処理となる。

このように位置づけられている外貨は、基本的には中央に集中されるが、地方や個別単位の外貨獲得の奨励のため、獲得外貨の一部を全く個別単位の自由使用に任せるといわけではないながら、地方、個別単位に一定の条件の下に使用を認める形で、外貨使用权の保有を保障するという外貨留成制度が導入される。これについては、別稿で後に貿易促進に向けての各種優遇政策措置の中で触れることにしよう。

3 貿易内部清算為替レートの設定

別稿ですでに触れたように、1979年8月13日国務院が発した『关于大力發展対外貿易增加外匯收入若干問題的規定』の中で、新しい方向にむけての改革の一つとして、輸出外貨清算法と兌換為替レートの設定を改める方針が打ち出されているが、⁽²⁵⁹⁾その後この面での改革と整備が模索され、1981年から公定為替レートを維持したままで、これとは別に貿易内部清算為替レートを設定した。主要内容としては、①対外貿易の国内為替決済に内部清算為替レートをを用い、1ドル=2.8人民元とする、②公定レートは非貿易為替の兌換と清算に適用する、というものであった。⁽²⁶⁰⁾

この背景には、以下のような背景がある。

内外市場の物価の状況を為替レートと関係づけてみると、以下の二つの面が浮かび上がる。

(1) 内外の消費者物価と為替レートの関係(非貿易為替レート)にみられる人民元安

中国では計画価格の設定によって基本的には物価が安定していたのに対し、資本主義諸国では物価の上昇過程を通じた経済発展が遂行されてきたことによる。1953～78年の間に消費者物価は、アメリカ、ドイツでは約2倍に、日本、フランス、イギリスでは約4倍に上昇しているのに対し、中国ではほとんど変わらず、78年第4四半期の中国と外国の消費者物価の対比では、ほぼ1ドル=0.8人民元ぐらいになる。為替レートでは1ドル=1.52人民元で0.72元人民元が安いことになる。

(2) 国際市場商品価格と中国の輸出商品価格との関係にみられる人民元高

建国の初期は対外貿易は主として私営輸出入商が行っており、輸出奨励と輸入抑制の政策から、輸出商品の内外価格比較から為替レートを設定、調整してきていた

⁽²⁵⁹⁾ 拙稿本シリーズ(Ⅲ)、「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編(Ⅲ)」、『広島経済大学経済研究論集』第31巻第3号、2008年、98～99頁参照。

⁽²⁶⁰⁾ 呉念魯・陳全庚『人民幣匯率研究』、中国金融出版社、1992年、35頁、67頁。

が、1953年以後社会主義建設の進行とともに、外国貿易を専ら国営輸出入專業会社が担当するようになり、完全な計画経済が執行されるようになると、貿易も所謂比較優位に沿った国際分業とは異なった考え方で編成されるようになり、計画経済の一部の過不足を埋めるという位置づけになっている貿易も、比較優位と劣位を考慮して行われたとはいえ、人民元為替レートは主として外貨計画と経済計算の基準として位置づけられるようになり、計画経済による物価安定とともに、為替レートは貿易の個別的採算とは直接的関係が切り離され、輸出商品の内外価格比率から調整されることがなくなった。ここから全体的構造として、輸出で赤字が計上され、輸入で黒字が計上される形となるのを、輸出入全体で内部的に相殺する仕組となっていた。かくて、人民元為替レートと輸出入物価は直接的関係から切り離された形として運営されることとなり、人民元の為替レート調整は外国貨幣の為替レートの相対的变化を考慮して調整するという形になっていた。

1951～62年の期間では、国際商品価格の全体的水準は下降し、70年を100としたロイター指数でみると、51年は107、62年は74で、中国の輸出商品価格も下がっている。これと同時に、この期間に輸出商品構成も変化し、中国輸出に占める農副産品比率も75%から30.3%に下がり、軽工業製品のそれは7.69%から42.4%に、また重工業品のそれは17.4%から27.3%に各々上昇した。工業品の国内コストは高く、国外価格は安い構造となっており、輸出商品の平均外貨転換コストは1ドル=3.08人民元から1ドル=6.65人民元になっていた。しかし、対ドル人民元レートはずっと2.4元とされていたから、輸出によって赤字が拡大し続けた。70年代初期アメリカは二度のドル価値切り下げを行い、⁽²⁶¹⁾石油価格が大幅に引き上げられる中で、資本主義国の為替レートは大きく変動する。国際商品価格は高騰する。1970年を100とするロイター指数で78年は258という状況で、中国の輸出商品価格も上がり、78年の輸出商品の平均外貨転換コストは1ドル=2.5人民元となったが、同年の人民元の年平均公定為替レート1.68元(12月30日は1.58元)と比べると、依然として1米ドル当たり約1元の赤字となっている。対外貿易部は一部の輸入商品に対して原価の80%を上乗せした価格を設定して、輸出の赤字を埋め合わせる方法をとっていた。すべての貿易が国営で行われている場合は、この問題は対外貿易部内部の問題であるから、外部で

(261) 1972年4月15日には、52年に停止された人民元の対米ドル為替レートが新たに建てられ、前後して71年と73年に二度切り下げられ、1ドル=2.4618元から80年7月には1ドル=1.4480元にまで下がるところとなった(国家外匯管理局編『匯價手冊』、中國金融出版社、1986年、3頁、246～260頁)。

個別単位の問題として出てくることはなかった。⁽²⁶²⁾

上述の二つの状況から、(1)の観点からは人民元レート切り上げが主張されるところとなり、(2)の観点からは人民元レート切り下げが主張されることになる。⁽²⁶³⁾

前者の観点は、中国の消費者物価と外国の消費者物価との対比から、適正人民元レートを設定すべきという立場であるが、呉念魯氏等がいうように、各国の消費者物価は各国の固有の政策を強く反映し、かつてソ連や東欧諸国との間でこの消費者物価対比法で非貿易為替レートを設定したことがあるが、これも公平性ということからは問題があり、廃止した経緯がある。⁽²⁶⁴⁾ 当時の中国の物価状況を概略的にいえば、①商品間の相対価格比率構造に大きな政策的歪み存在していたこと(例えば鉱産物やいくつかの原材料)、⁽²⁶⁵⁾ ②主要農作物の買付価格と販売価格が逆転となっていたこと、⁽²⁶⁶⁾ ③第三次産業のうち一部の部面の価格や料金が著しく安く設定されていたこと(例えば部屋代)、⁽²⁶⁷⁾ などといった構造状況となっていた。このため、国内で享受される生活水準と、公定の人民元レートで換算した先進諸国での生活水準に落差が発生するといった事情が顕著に表れることとなった。この背景には、中国の消費者物価構造そのものの内在的な要素が含まれている部分があり、この点からみれば、その後の価格改革の進行の中で整合をはかっていくという問題も含まれている。

しかし一方で、貿易体制の改革につれて、一部の輸出商品が中央各部、地方輸出入公司、個別企業単位によって経営されるようになると、輸出赤字を各部門や個別経営単位が埋め合わせることは難しくなり、輸出入を自己で均衡させるということとはできなくなる。輸出拡大方針からすると、人民元レートが高すぎると輸出拡大には不利となり、輸出拡大の積極性を発揮できなくなる。

一国の対外為替レートは、一国の経済運営を一体的、有機的に統合するものとして、単一レートとして設定されることが、一国の対外信頼を得る上からも、経済運営に対する信用上からも重要であるが、上述のような事情から、この段階で中国は

⁽²⁶²⁾ 同上書、32～35頁。また、こういったことの経緯については、拙稿「中国対外貿易機構の変遷(V-4)」、『広島経済大学経済研究論集』第23巻第1号、2000年、74～78頁を参照されたい。

⁽²⁶³⁾ 呉念魯・陳全庚『人民幣匯率研究』、中国金融出版社、1992年、32～35頁。

⁽²⁶⁴⁾ 同上書、63頁。

⁽²⁶⁵⁾ 例えば、石炭価格は著しく抑えられ、石炭工業は全業種で著しい赤字であった(成致平著『価格改革三十年(1977-2006)』、中国市場出版社、2006年、243頁)。

⁽²⁶⁶⁾ 食糧・穀物や食用油などで逆転となっていたし、一部の農産品でも国家が補助金を出していた(同上書、同上頁)。

⁽²⁶⁷⁾ 住宅は商品としての存在ではなく、極めて安い料金に設定されており、当然ながら多くが国家の補助金で賄われていた(同上書、同上頁)。

暫し対外貿易に対し国内為替決済に内部清算為替レートを用いることにしたのである。中国は対外的には、これは単に内部清算為替レートにすぎなく、輸出入の内部調整レートであり、一種の経済措置であるとしていた。しかし、専門家の判断では、これは性格上からみれば二重為替レート制であるとみられていた。⁽²⁶⁸⁾ 1985年から両為替レートが統一される事情については、また後の別稿で触れたい。

九 税関機構の再構築と関税の調整

1 中華人民共和国税関総署

すでに以前の拙稿で述べたように、1960年11月国務院の批准を経て、従来対外貿易部の一組織となっていた税関総署は税関管理局と改められ、各地の税関は地方に下放され、地方の指導を主として、対外貿易部と二重指導する体制となっていた。⁽²⁶⁹⁾ ここでの主要任務は、計画に合わせた貿易の確実な執行であった。しかし、すでに述べてきたような地方経営単位や個別経営単位の中央計画と相対的に切り離された自立的な経営が登場するということになり、新しい貿易体制の要請に応えるため、1980年2月には「国務院關於改革海関管理体制的決定」が出され、この中で、全党の工作の重点が新しい社会主義建設の時期に移ったことにより、新しい貿易体制の要請に応えるために、税関の活動は従来のすでに中央が対外統一を盛り込んだ指令執行活動から、新たな対外統一と全国統一ということを重点とした、これまでの地方を主とした税関管理体制を改革した、中央非計画部分を含めた全体的集中統一指導を強化していく方向が示された。この意味を体した方向にむけて、全国の税関を中央の統一管理に帰し、国務院直属機構として中華人民共和国税関総署を設け、全国の税関機構と人員の編成及び業務を統一管理とすることとした。⁽²⁷⁰⁾

各地の税関機構の設立、撤廃は税関総署と関連部門で共同で協議し、国務院の審査・批准⁽²⁷¹⁾を受ける。

⁽²⁶⁸⁾ 吳念魯・陳全庚『人民幣匯率研究』、中国金融出版社、1992年、67頁。同書修訂本、2002年、80頁。許少強「1980年代における中国人民幣の為替相場の改革とその評価」、『世界経済評論』、1990年3月号、Vol.34 No.3、63頁。

⁽²⁶⁹⁾ 拙稿「中国対外貿易機構の変遷(Ⅲ-2)」、『広島経済大学経済研究論集』第19巻第1号、2000年、103~106頁。

⁽²⁷⁰⁾ 蘇尚堯主編『中華人民共和国中央政府機構・1949-1990年』、経済科学出版社、1993年、69頁、《当代中国的经济管理》編輯部編『中華人民共和国经济管理大事記』、中国经济出版社、1987年、378頁。

⁽²⁷¹⁾ 蘇尚堯主編『中華人民共和国中央政府機構・1949-1990年』、経済科学出版社、1993年、413頁。

税関名	ラサ	ウルムチ	西安	重慶	昆明	南寧	江門	湛江	海口	汕頭	拱北	九龍	広州	アモイ	福州	武漢	九江	上海	寧波	温州	杭州	蕪湖	連雲港	南京	青島	天津	秦皇島	北京	大連	瀋陽	長春	ハルビン
管轄地域	チベット自治区	新疆ウイグル自治区	陝西省, 甘肅省, 寧夏回族自治区	四川省, 雲南省, 貴州省	広西壮族自治区	江門地区	湛江地区	海南行政区	汕頭地区	珠海市	深圳市	広東省	アモイ市	福建省	湖北省, 湖南省	江西省	上海市	寧波地区	温州地区	浙江省	安徽省	連雲港市	江蘇省	山東省	天津市, 河南省	秦皇島市, 唐山地区	北京市, 山西省, 河北省	大連市	遼寧省, 内蒙古自治区	吉林省	黒龍江省	

出所：日本国際貿易促進協会『中国対外経済関係法令集』, 1984年, 38頁。

第9図 税関管轄地域一覧(1984年5月1日)

すでに記したように、1950年旧税関が編成替えされた後、最初は26税関(あるいは関)、9分関、35支関体制で新国家の税関業務が開始されたが⁽²⁷²⁾、その後51年頃には27税関、19分関、127支関(所、ステーションを含む)体制となった⁽²⁷³⁾。1959年には全国に25税関、17分関、30支関(この外に青海省と四川省に各工作組、上海税関学校、税関総署幹部学校〈天津〉が設けられていた)、60年代と70年代はほぼ50年代と同じ体制であったが、改革・開放直前の78年末には全国に31税関、18分関、36支関の体制となっていた。1980年上述の「決定」によって、新しい税関総署の下に、北京、天津、上海、広州、九龍、大連、青島、昆明、南寧の9局級税関、その他税関は処級税関、それ以下の税関として分関、支関が置かれ、全部で100の税関機構となっていた⁽²⁷⁴⁾。

2 関税率調整

改革・開放前には、計画経済体制を実施していたため、関税は経済調節機能の役割を発揮していなかった。計画経済体制下では、輸出入はほとんどが指令性計画に

(272) 拙稿「中国対外貿易機構の変遷(I)」、『広島経済大学経済研究論集』第15巻第4号、1993年、18頁。

(273) 王意家・甌鳴・孫国権編著『中国海関概論』, 中国海関出版社, 2002年, 196頁。

(274) 同上書, 196~197頁, 鄭俊田主編『海関実用全書』, 1993年, 15頁。

よる行政管理手段によって実行されていたため(理論上は許可証管理や数量割当であるが、実際の運用は国家計画委員会を頂点とする指令によって執行される)、関税は設けられていたが、関税は形だけの飾り物で、実体上は形骸化したものとなっていた。設定された輸出入商品価格によっては、関税によって国营貿易企業個別単位の差のある利潤が発生するが、この利潤はいずれにせよ最終的には国家財政部⁽²⁷⁵⁾に入ることになるから、輸出入上では基本的には関税そのものの個別経営単位の輸出入に対する積極的役割はほとんどなかったのである。貿易計画自体を個別単位の首尾よく遂行させる上からは、関税というよりも、これと他の遂行上の刺激策を組み合わせる方が効果的ということになる。この時期関税は性格上国内税と基本的にさして差がなかったといえる⁽²⁷⁶⁾。しかし、対外開放とともに、地方経営主体や個別経営主体に独自の経営が許されるようになるにつれて、関税の貿易に対する直接的作用が出てくるようになり、新たな関税の調整と枠組自体の再構築が要請されるようになる。改革・開放後1985年までの調整については、すでに拙稿「中国改革・開放端緒期における輸出振興政策措置」⁽²⁷⁷⁾で述べたので、ここでの再述を避けたい。

(275) 建国以来1980年までの時期における全国税収に占める関税収入はほぼ3～7%であった(楊聖明主編『中国関税制度改革』, 中国社会科学出版社, 1997年, 126頁)。

(276) 同上書, 133～136頁。

(277) 拙稿「中国改革・開放端緒期における輸出振興政策措置」, 『広島経済大学経済研究論集』第31巻第1号, 2008年, 10～13頁。